

警備業者の方へ

【広報資料】

警備業法等の一部改正に伴い、認定証が廃止され令和6年4月1日から認定証に代わるものとして、主たる営業所の見やすい場所に標識を掲示するほか、当該警備業者のウェブサイトにも標識を掲載して、公衆の閲覧に供しなければならないこととなりました。（常時使用する従業者の数が5人以下、警備業者が管理するウェブサイトを有していない場合を除きます。）

作成（掲載）が必要となる標識の様式等

警備業者	
認定をした公安委員会	公安委員会
認定の番号	第 号
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
氏名又は名称	
所在地	

記載要領 所在地には、主たる営業所の所在地を記載すること。

- 備考
- 1 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とします。
 - 2 標識を営業所に掲示する場合には、用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

詳しくは、警察本部生活安全企画課又は最寄りの警察署（生活安全課）にお問い合わせください。

